

第45回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- ・ 事業報告
 - 「業務の適正を確保するための体制」
 - 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類
 - 「連結注記表」
- ・ 計算書類
 - 「個別注記表」

第45期

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

オプテックスグループ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - ② 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - ③ 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、「オプテックスグループ行動規範」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
 - ④ 当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査チームを設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。
 - ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。当社は、主要子会社におけるリスク管理状況のモニタリングを行うものとする。

- ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、当社取締役及び使用人が主要子会社の取締役及び監査役を兼務する体制のもと、効率的な業務執行を行うものとする。
- ② 当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、「持株会社グループガバナンス規程」により権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うこととする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として「オプテックスグループ行動規範」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。
- ② 当社の取締役が主要子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への報告を義務付ける。

(6) 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役に対して報告を求められることができるものとする。

- ② 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

(8) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- ② 当社及び主要子会社の監査等委員及び監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。
- ③ 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にする。
- ④ 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社グループは、各社使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修等を通じての周知徹底に努めております。また、法令及び社内規程等への遵守状況について、各取締役より取締役会に対し適切に報告がなされ、適正に対応しております。

グループコンプライアンス推進委員会においては、コンプライアンス情報の共有の他、毎年課題を設定し、当事業年度は、ITセキュリティの実効性の向上及びインシデント対応状況の共有体制を構築する目的でITセキュリティ分科会の活動を継続し、また、グループ全体で気候変動対策を検討、実施する目的でグループ気候変動対応分科会を組成し、活動を実施しました。

② リスク管理体制

当社グループ企業は各社におけるリスク内容を「リスクマップ」にまとめ、適切に管理するとともに、その管理状況をグループコンプライアンス推進委員会に報告し、グループコンプライアンス推進委員会は各グループ企業のリスク管理状況を確認し、当社取締役会に報告しております。

③ 監査等委員会の職務執行に関する体制

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名と社外取締役2名による合計3名で構成されており、監査等委員会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役の業務執行を監視しております。

また、当社の内部監査部門と連携を図ること並びにグループ監査役会を開催すること等により監査効率の向上に努めております。更に、監査等委員会は、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性を高めております。

④ 内部監査

当社の内部監査部門である内部監査チームは、内部監査計画に基づき当社並びに当社グループ各事業会社の内部監査を実施しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 41社

・主要な連結子会社の名称

オプテックス株式会社、オプテックス・エフエー株式会社、シーシーエス株式会社、オプテックス・エムエフジー株式会社、サンリツオートメイション株式会社、ミツテック株式会社、OPTEX INCORPORATED、OPTEX SECURITY B.V.、OPTEX(DONGGUAN)CO.,LTD.

当連結会計年度において、連結子会社であるオプテックス株式会社が全株式を取得したエクノス株式会社を連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度まで連結子会社であったCCS-ELUX LIGHTING ENGINEERING PVT.LTD.は、清算が終了したため連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称 三津科技（大連）有限公司

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

・持分法を適用した関連会社の数 1社

・主要な会社等の名称 ジックオプテックス株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

・主要な会社等の名称

（非連結子会社）

三津科技（大連）有限公司

（関連会社）

株式会社イー・ルミネックス、UWAVE SAS

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法（リース資産を除く）法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法によっております。

無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にわたる定額法によっております。

リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として連結会社間の債権債務を相殺消去した後の金額を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、各種センサー、画像検査用LED照明等の製造及び販売を主な事業として取り組んでおり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。これら商品及び製品の販売は、国内については、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。国外販売については、貿易条件を履行義務とし、これを充足した時点で認識しております。

また、据付及び現地での調整作業を伴う製品・サービスの提供については、製品の引渡しと当該製品の据付及び現地での調整作業を単一の履行義務として識別し、製品の据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約において約束された対価の金額から、リベート及び売上割引を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、当社及び一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。また、金額が僅少な場合は、当該勘定が生じた年度の損益としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,022百万円
繰延税金負債	639百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得によって、回収可能性があると判断した範囲において繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,307百万円

(2) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年 法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 1999年12月31日

当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額 713百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 730百万円

なお、当該事業用土地の2023年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を324百万円下回っております。

(3) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形 2,018百万円

売掛金 10,093百万円

(4) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債については、流動負債の「その他」に含まれております。顧客との契約から生じた契約負債の残高は、「7.収益認識に関する注記（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	37,735,784株	一株	一株	37,735,784株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	2,210,820株	334株	60株	2,211,094株

- (注) 1. 自己株式の数の増加334株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 自己株式の数の減少60株は、単元未満株式の買増請求による減少分であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 第44回定時株主総会	普通株式	639	18	2022年12月31日	2023年3月27日
2023年8月8日 取締役会	普通株式	710	20	2023年6月30日	2023年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 開催予定の第45回定時株主総会	普通株式	710	利益剰余金	20	2023年12月31日	2024年3月28日

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 298,700株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資は主として安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、営業債権の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規定に従い、取引先ごとに回収期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部は先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券である株式並びに債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。債券は取締役会の承認を受けた社内方針に従い、一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

借入金は、主に運転資金、設備投資資金及び企業買収資金であります。

デリバティブ取引は、取締役会の承認を受けた社内方針に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	50	50	0
その他有価証券	1,267	1,267	－
資産計	1,317	1,318	0
長期借入金（※2）	5,724	5,724	0
負債計	5,724	5,724	0
デリバティブ取引（※3）	△0	△0	－

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めた残高合計を記載しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※4) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	318
関係会社株式	390
投資事業有限責任組合出資証券	100

(※5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	455	－	－	455
社債	－	197	－	197
その他	24	387	203	615
資産計	480	584	203	1,267
デリバティブ取引				
通貨関連	－	△0	－	△0
デリバティブ取引計	－	△0	－	△0

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	－	50	－	50
資産計	－	50	－	50
長期借入金	－	5,724	－	5,724
負債計	－	5,724	－	5,724

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、上場投資信託、社債及びその他の債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している非上場投資信託、社債及びその他の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の債券の一部については重要な観察できないインプットを用いて価格を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	合計
	SS事業	IA事業	EMS事業	計			
防犯関連	17,624	—	—	17,624	—	—	17,624
自動ドア関連	5,536	—	—	5,536	—	—	5,536
F A 関連	—	9,508	—	9,508	—	—	9,508
M V L 関連	—	13,693	—	13,693	—	—	13,693
I P C 関連	—	4,401	—	4,401	—	—	4,401
M E C T 関連	—	2,138	—	2,138	—	—	2,138
その他	2,036	—	846	2,883	586	—	3,470
顧客との契約から 生じる収益	25,197	29,741	846	55,786	586	—	56,372
外部顧客への 売上高	25,197	29,741	846	55,786	586	—	56,372
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	113	27	12,124	12,265	83	△12,348	—
計	25,310	29,768	12,971	68,051	669	△12,348	56,372

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、ソフトウェア開発及び環境体験学習運営等の事業を含んでおります。

2. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	12,221
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,112
契約負債（期首残高）	195
契約負債（期末残高）	721

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、195百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点における当初の契約期間が1年超の残存履行義務に配分した取引価額は3,216百万円であり、1年以内にすべて収益として認識されると見込んでおります。

なお、上記以外の残存履行義務については、主に当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、当該開示には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記につきましては、重要性が乏しいため開示を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,234円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 129円73銭 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にわたる定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金並びに不動産賃貸収入となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際にされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。不動産賃貸収入については、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 463百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記(繰延税金資産の回収可能性)」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,399百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 563百万円

② 長期金銭債権 1,350百万円

③ 短期金銭債務 2,003百万円

(3) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年 法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 1999年12月31日

当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額 713百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 730百万円

なお、当該事業用土地の2023年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を324百万円下回っております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	1,583百万円
② その他の営業取引高	29百万円
③ 営業取引以外の取引高	12百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	2,210,820株	334株	60株	2,211,094株

(注) 1. 自己株式の数の増加334株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

2. 自己株式の数の減少60株は、単元未満株式の買増請求による減少分であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	1,088百万円
退職給付引当金	14百万円
未払金	111百万円
投資有価証券	27百万円
新株予約権	41百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	1,303百万円
評価性引当額	△818百万円
繰延税金資産合計	484百万円
繰延税金負債	
有価証券	△21百万円
繰延税金負債合計	△21百万円
繰延税金資産の純額	463百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な原因別の内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△71.20%
評価性引当額の増減	41.07%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.10%
過年度法人税等	0.40%
住民税等均等割	0.28%
その他	△0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.93%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	オプテックス株式会社	100.0	兼任 2名	経営指導等	経営指導料	204	未収入金	5
					システム利用料	263		21
					賃貸収入	105		9
					資金の預り	300	預り金	1,800
子会社	オプテックス・エフエー株式会社	100.0	兼任 1名	経営指導等	経営指導料	134	未収入金	3
子会社	シーシーエス株式会社	100.0	兼任 2名	経営指導等	経営指導料	153	未収入金	19
					資金の貸付	700	長期貸付金	625
					貸付金の回収	775	短期貸付金	-
子会社	サンリツオートメイション株式会社	100.0	-	経営指導等	資金の貸付	1,000	長期貸付金	925
					貸付金の回収	875	短期貸付金	-
子会社	ミツテック株式会社	100.0	-	経営指導等	資金の返還	1,000	預り金	-

- (注) 1. 経営指導料については、持株会社である当社の運営費用を勘案し決定しております。
2. システム利用料については、子会社が使用している当社保有の有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費と、それに付随する費用を利用料として請求しております。
3. 賃貸収入については市場価格等を勘案し、一般の取引条件と同様の基準により算定しております。
4. 資金の預り及び資金の返還については、当社が当社グループとの間で契約を締結しているグループキャッシュマネジメント制度に係るものであり、市場金利を勘案して利率を決定しております。
5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
6. シーシーエス株式会社及びサンリツオートメイション株式会社に対する長期貸付金には、1年内回収予定分が含まれております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

10.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	615円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円21銭